

第 11 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和7年6月4日(水) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第25号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (資料1)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告

- ① 練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校校舎等改築基本設計概要について (資料2)
- ② 練馬区立立野小学校校舎等改築基本設計概要について (資料3)
- ③ 練馬区立開進第一小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について (資料4)
- ④ 練馬区立開進第二小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について (資料5)
- ⑤ こども誰でも通園事業の試行実施について (資料6)
- ⑥ その他

議案第25号

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年6月4日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのように改正する。

第4条第1項第3号中「4月5日」を「4月6日」に改める。

第36条中「4月5日」を「4月6日」に、「4月6日」を「4月7日」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年 6 月 4 日
教育振興部教育指導課

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由および内容

現在、小中学校の春季休業日は 4 月 5 日までとなっており、新年度を迎えるにあたり、始業式・入学式等の準備期間が短く、教員の大きな負担となっている。このため、令和 8 年度から、春季休業日の日程を変更する等所要の改正を行う。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
(休業日) 第4条 施行令第29条第1項の規定に基づく休業日は、つぎのとおりとする。 (1) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで (2) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで (3) 春季休業日 3月26日から<u>4月5日</u>まで (4) 開校記念日 (5) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）の規定する日 (6) その他委員会が定める日 2 [略] (準用規定) 第36条 第3条から第6条まで、第7条、第8条の5第1項および第2項、第16条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条ならびに第32条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「3月26日から<u>4月5日</u>まで」とあるのは「3月19日から<u>4月6日</u>まで」と、「校長」とあるのは「園長」と、「小・中学校」とあるのは「幼稚園」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、「児童または生徒の教育」とあるのは「幼児の保育」と、「および同項を準用する法第49条」とあるのは「を準用する法第28条」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるものとする。 付 則 [略]	(休業日) 第4条 施行令第29条第1項の規定に基づく休業日は、つぎのとおりとする。 (1) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで (2) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで (3) 春季休業日 3月26日から<u>4月6日</u>まで (4) 開校記念日 (5) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）の規定する日 (6) その他委員会が定める日 2 [略] (準用規定) 第36条 第3条から第6条まで、第7条、第8条の5第1項および第2項、第16条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条ならびに第32条の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、「3月26日から<u>4月6日</u>まで」とあるのは「3月19日から<u>4月7日</u>まで」と、「校長」とあるのは「園長」と、「小・中学校」とあるのは「幼稚園」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、「児童または生徒の教育」とあるのは「幼児の保育」と、「および同項を準用する法第49条」とあるのは「を準用する法第28条」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と読み替えるものとする。 付 則 [略] <u>付 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u>

令和 7 年 6 月 4 日
教育振興部教育指導課

練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

現在、小中学校の春季休業日は 4 月 5 日までとなっており、始業式・入学式までの準備期間が短く、教員の大きな負担となっている。

そこで、令和 8 年度から、以下のとおり、始業式および入学式等の日程を変更する。

1 日程の変更

	現行	改正後
春季休業日	3 月 26 日から 4 月 5 日まで	3 月 26 日から 4 月 6 日まで
始業式	幼稚園：4 月 7 日午前 小学校：4 月 6 日午前 中学校：4 月 6 日午前	幼稚園：4 月 8 日午前 小学校：4 月 7 日午前 中学校：4 月 7 日午前
入学（園）式	幼稚園：4 月 8 日午前 小学校：4 月 6 日午前 中学校：4 月 7 日午前	幼稚園：4 月 9 日午前 小学校：4 月 8 日午後 中学校：4 月 8 日午前

※具体的なイメージ（令和 8 年度）

現行							改正後						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
3/30	3/31	1 準備①	2 準備②	3 準備③	4	5	3/30	3/31	1 準備①	2 準備②	3 準備③	4	5
6 小始業式 (AM) 小入学式 (AM) 中始業式 (AM)	7 幼始業式 (AM) 中入学式 (AM)	8 幼入園式 (AM)	9 通常	10 通常	11	12	6 準備④	7 小始業式 (AM) 中始業式 (AM)	8 幼始業式 (AM) 中入学式 (AM) 小入学式 (PM)	9 幼入園式 (AM)	10 通常	11	12

2 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

3 その他

在校生・新入生保護者への周知を 7 月頃から順次行う。

令和 7 年 6 月 4 日
教育振興部学校施設課

練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校校舎等改築基本設計概要について

練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校の校舎の改築にあたり、このたび基本設計が完了したので、その概要について下記のとおり報告する。

記

1 設計方針

- (1) 教育内容の多様化への対応
多目的スペースの確保、ICT 環境の整備
- (2) 環境配慮
屋上緑化、雨水利用、太陽光発電
- (3) バリアフリー化の推進
段差の解消、バリアフリースイレの設置、エレベーターの設置
- (4) 防災拠点としての機能強化
防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、体育館空調機の設置

2 施設概要

(1) 新校舎

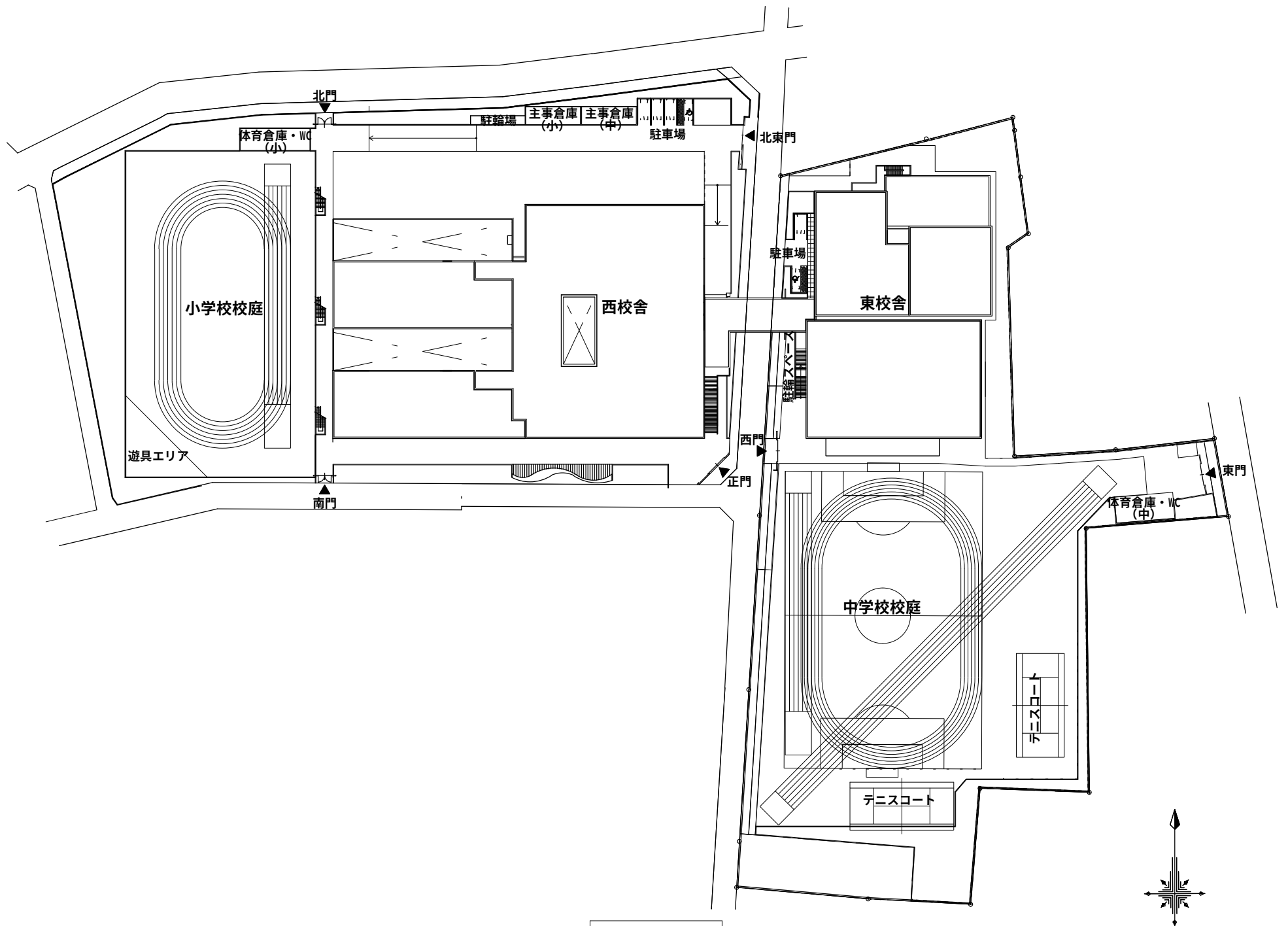
構 造：(西敷地)鉄筋コンクリート造 4 階建
(東敷地)鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積：約 19,876 m²
校 庭：(西敷地) 120mトラック、直線 50m
(東敷地) 150mトラック、直線 100m、直線 50m
計画諸室：(西敷地) 普通教室、特別教室、特別支援教室、管理諸室、小学校体育館、給食室、学童クラブ室、ひろば室等
(東敷地) 中学校体育館、プール、武道場
そ の 他：体育倉庫の改築、屋外トイレの改築

(2) 仮設校舎

構 造：軽量鉄骨造 3 階建
延床面積：(西敷地)約 4,600 m²
(東敷地)約 5,660 m²
計画諸室：普通教室、特別教室、特別支援教室、管理諸室、給食室等

3 配置図、平面図および工事スケジュール

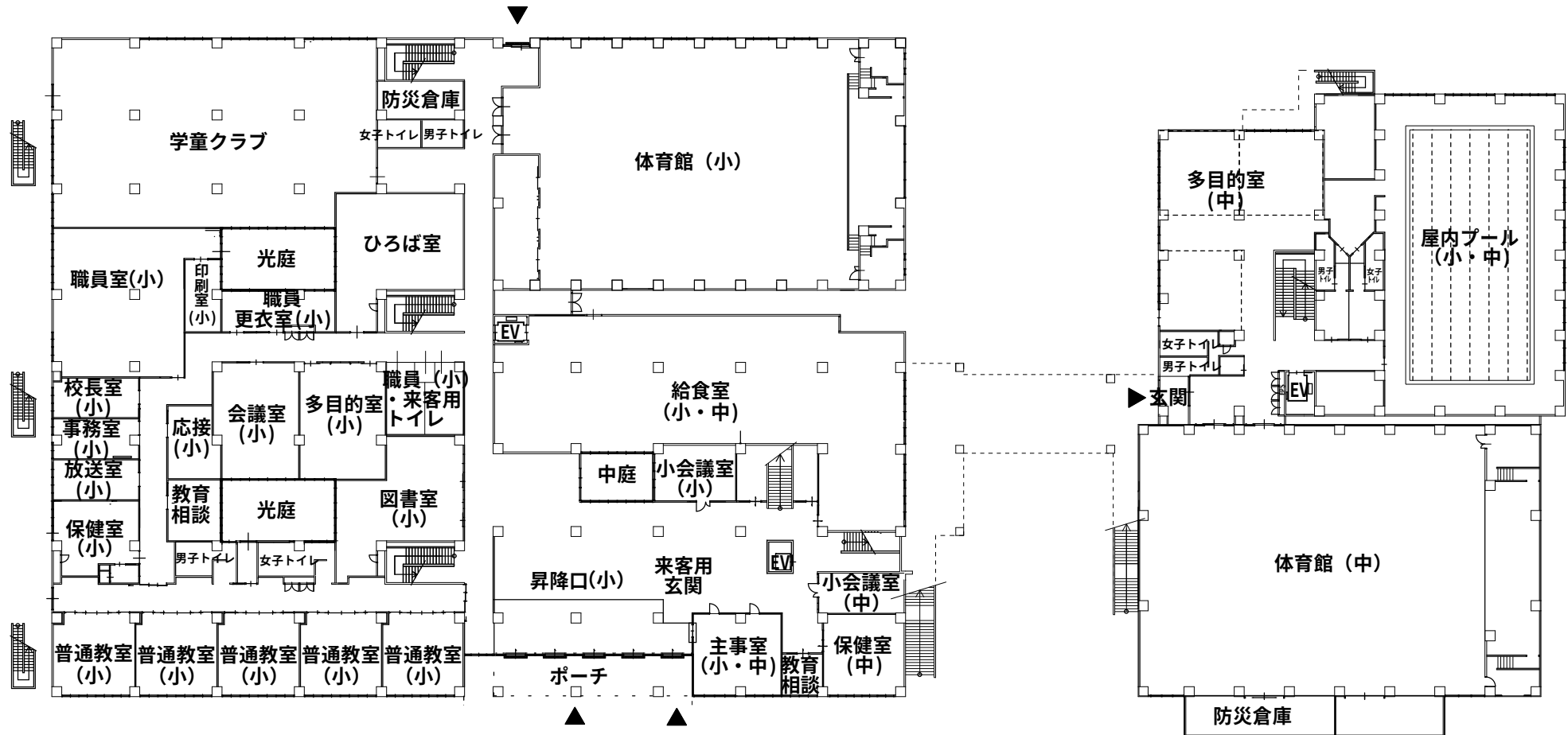
添付のとおり



配置図

【西校舎】

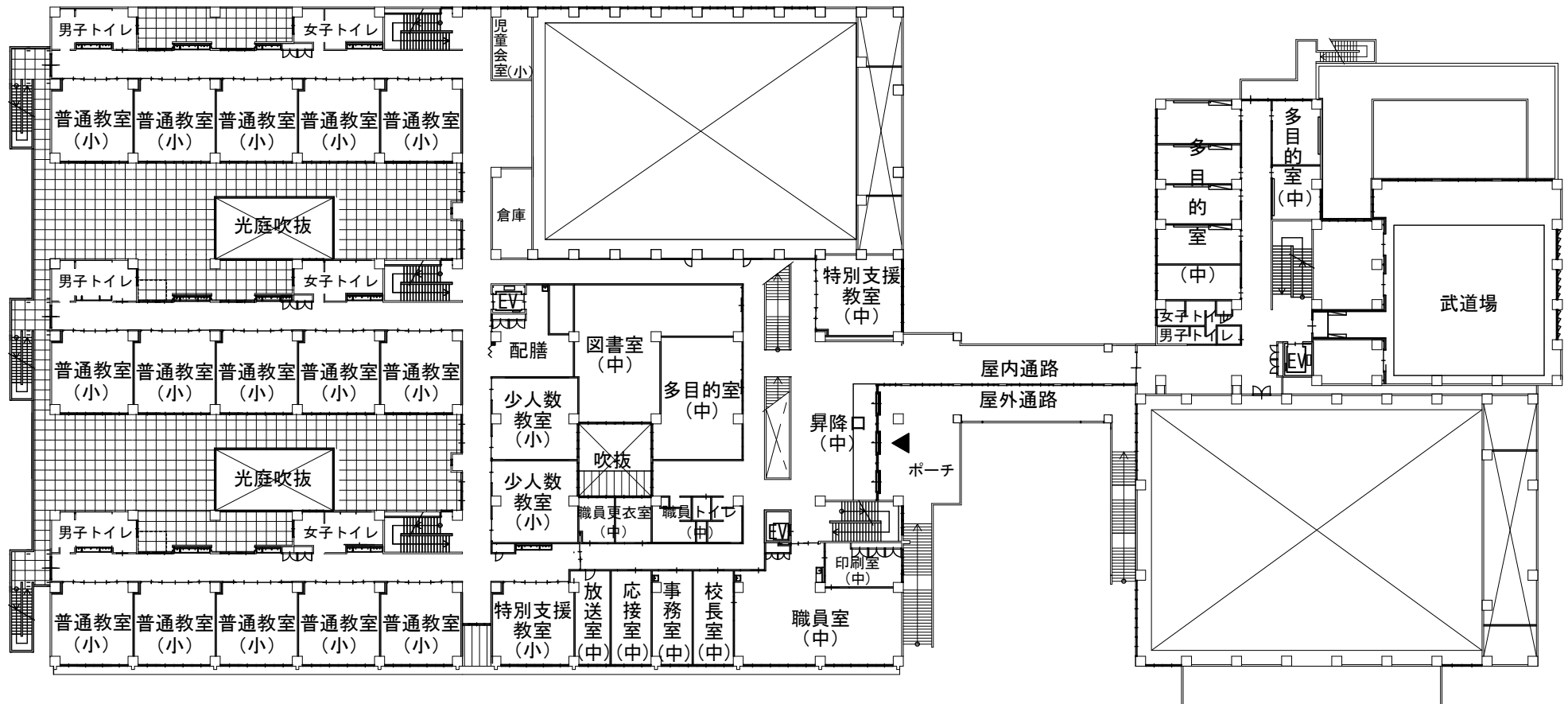
【東校舎】



1階平面図

【西校舎】

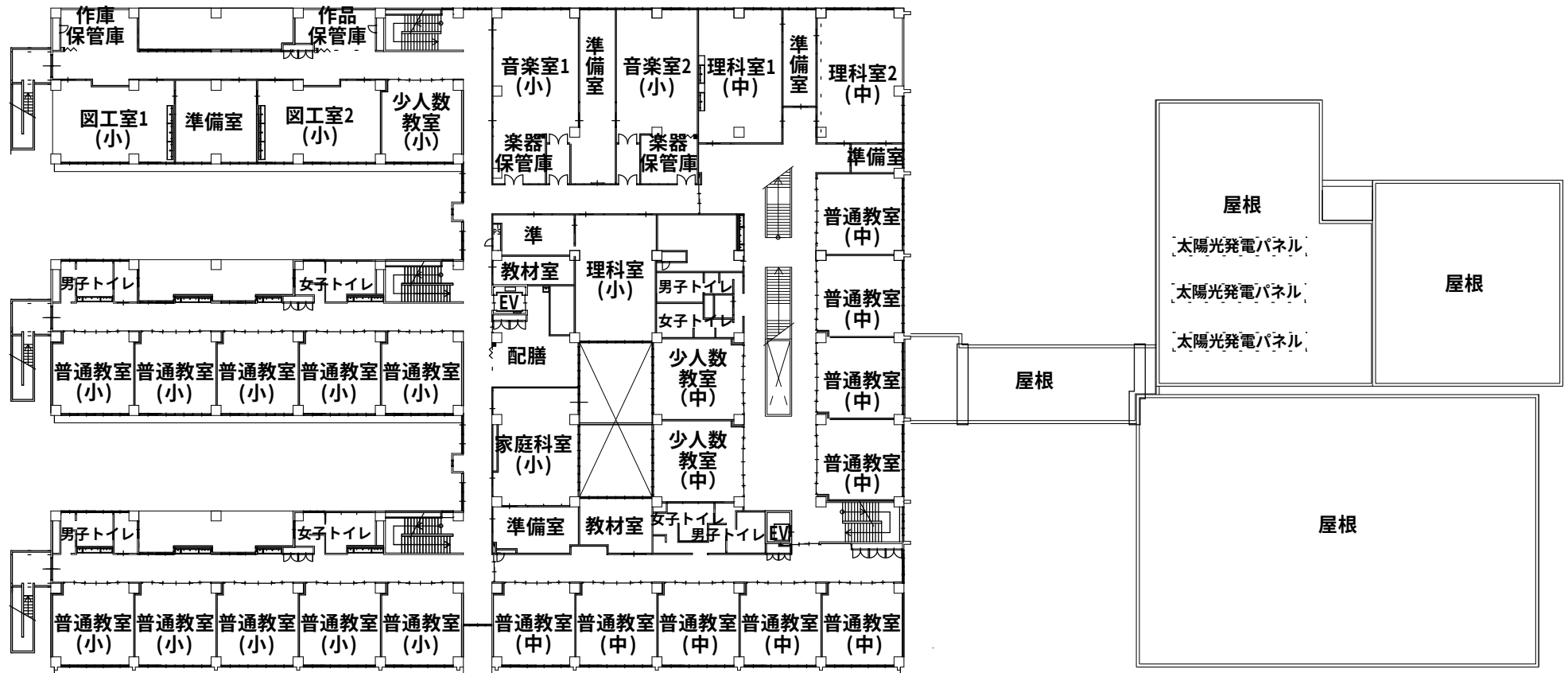
【東校舎】



2階平面図

【西校舎】

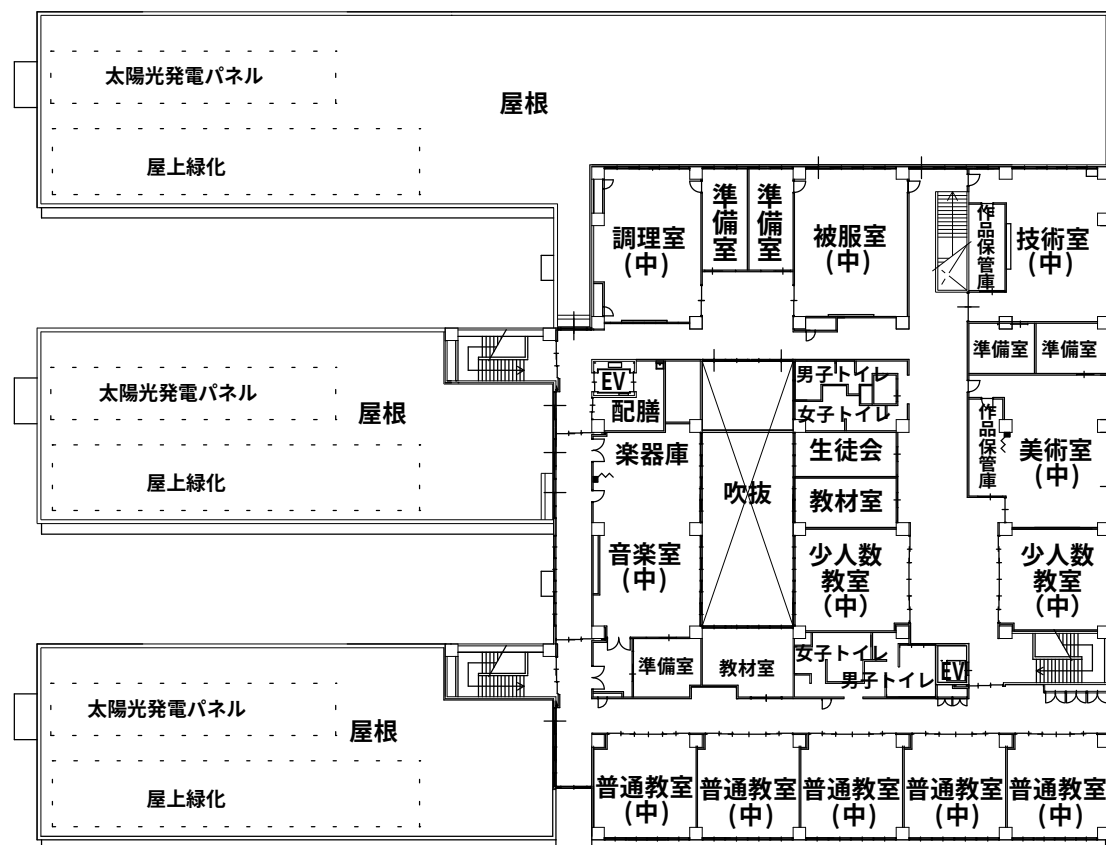
【東校舎】



3階平面図

【西校舎】

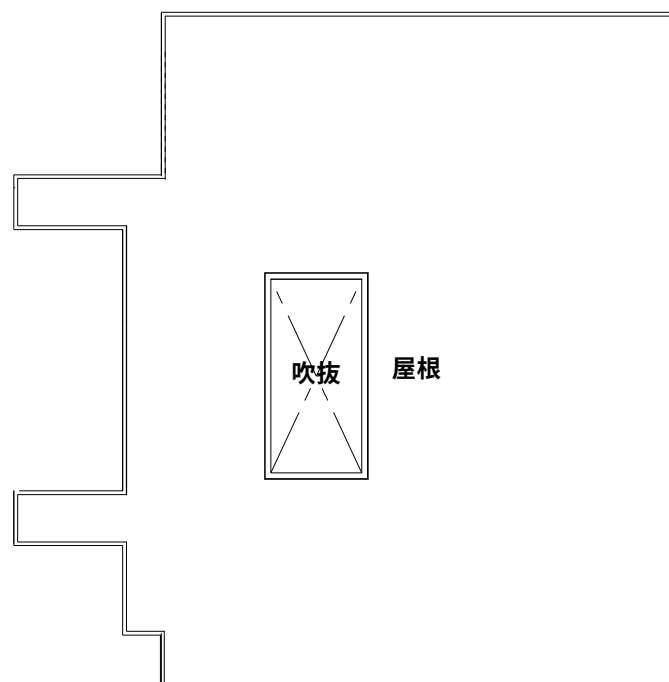
【東校舎】



4階平面図

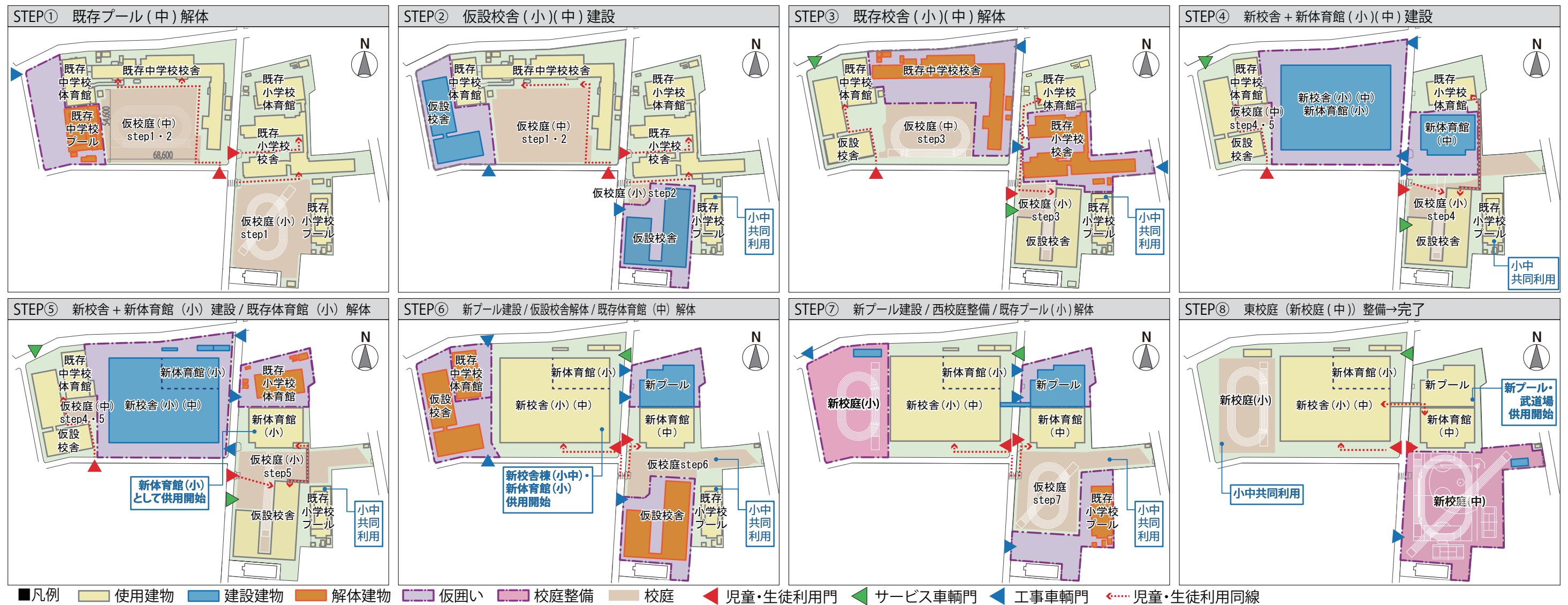
【西校舎】

【東校舎】



R階平面図

■工事ステップ図



■事業工程表

年度・月		R8												R9												R10												R11												R12												R13												R14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
工事ステップ								ステップ①					ステップ②					ステップ③					ステップ④							ステップ⑤					ステップ⑥							ステップ⑦							ステップ⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
西敷地 (現上石神井 中学校)	仮設校舎												【中】仮設建設					【中】仮設校舎利用																									【中】仮設解体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

令和 7 年 6 月 4 日
教育振興部学校施設課

練馬区立立野小学校校舎等改築基本設計概要について

練馬区立立野小学校の校舎の改築にあたり、このたび基本設計が完了したので、その概要について下記のとおり報告する。

記

1 設計方針

- (1) 教育内容の多様化への対応
多目的スペースの確保、ICT 環境の整備
- (2) 環境配慮
屋上緑化、雨水利用、太陽光発電
- (3) バリアフリー化の推進
段差の解消、バリアフリースイレの設置、エレベーターの設置
- (4) 防災拠点としての機能強化
防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、体育館空調機の設置

2 施設概要

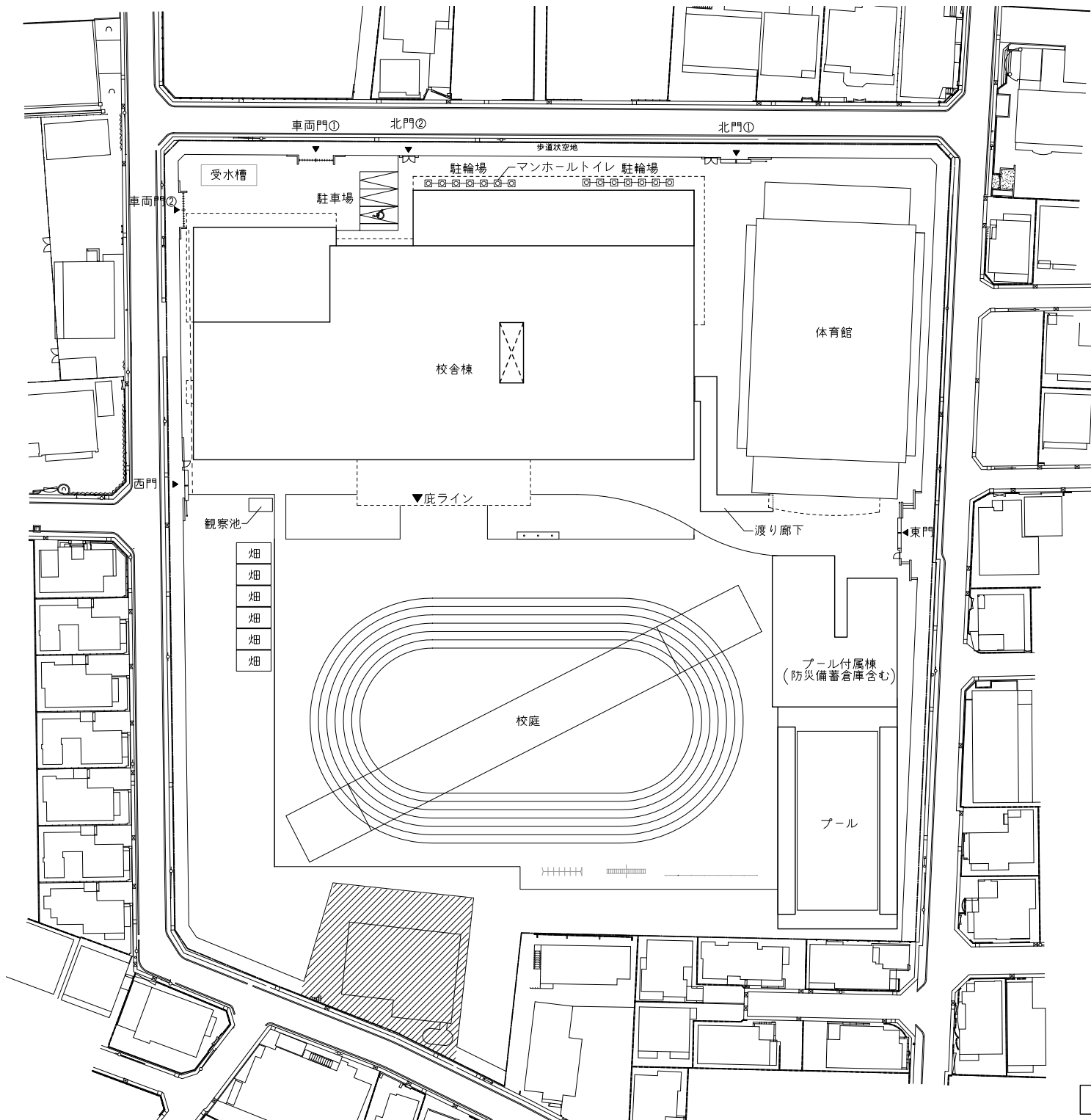
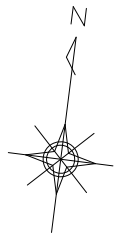
- (1) 新校舎
構 造：鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積：約 6,544 m²
校 庭：120mトラック、直線 50m
計画諸室：普通教室、特別教室、特別支援教室、管理諸室、給食室、
学童クラブ室、ひろば室等
そ の 他：体育館の空調機設置、体育館の外壁・屋上防水改修、LED 化・
自動火災報知機の改修
※プールは別棟で改築

- (2) 仮設校舎

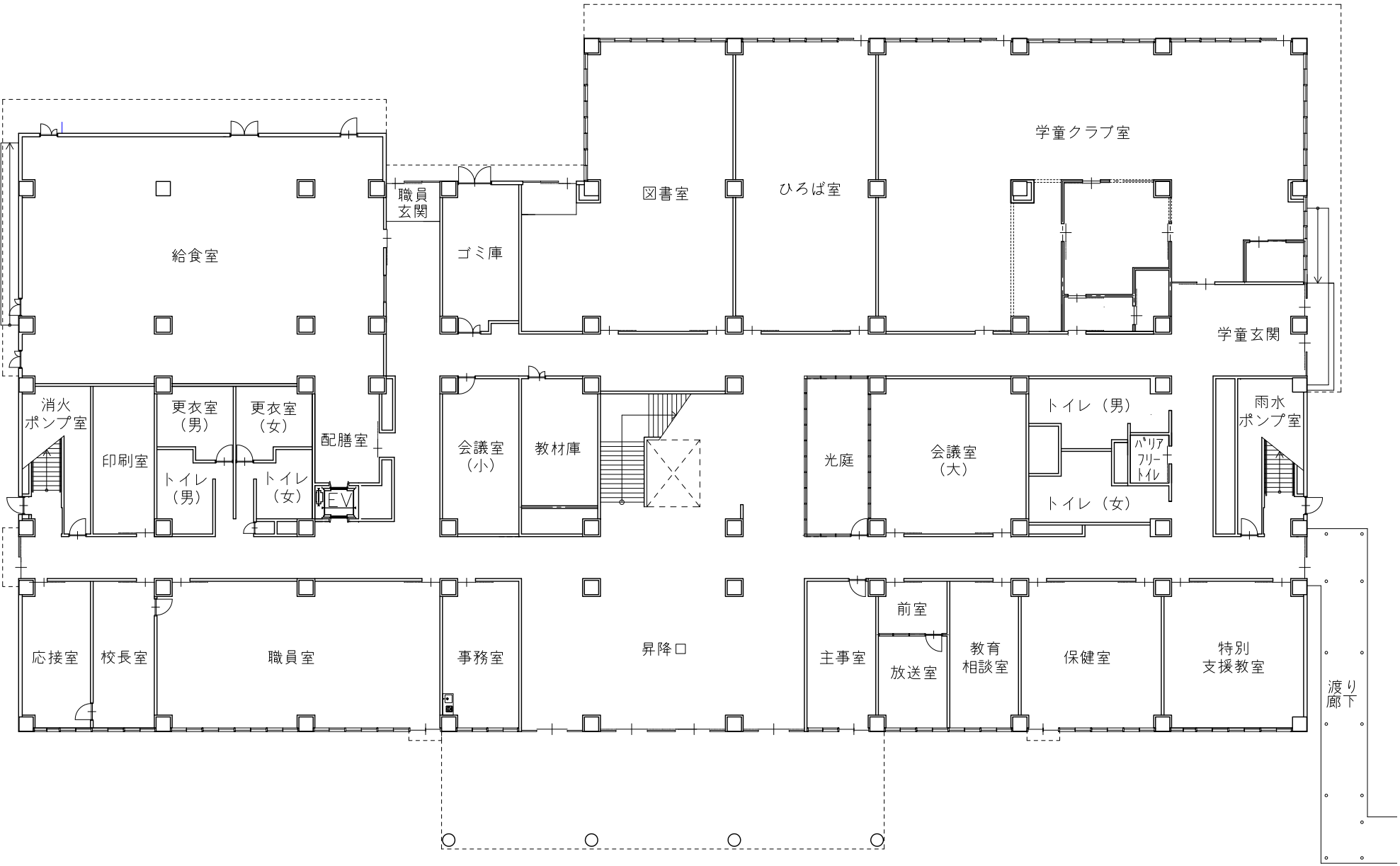
構 造：軽量鉄骨造 3 階建
延床面積：約 4,732 m²
計画諸室：普通教室、特別教室、特別支援教室、管理諸室、給食室

3 配置図、平面図および工事スケジュール

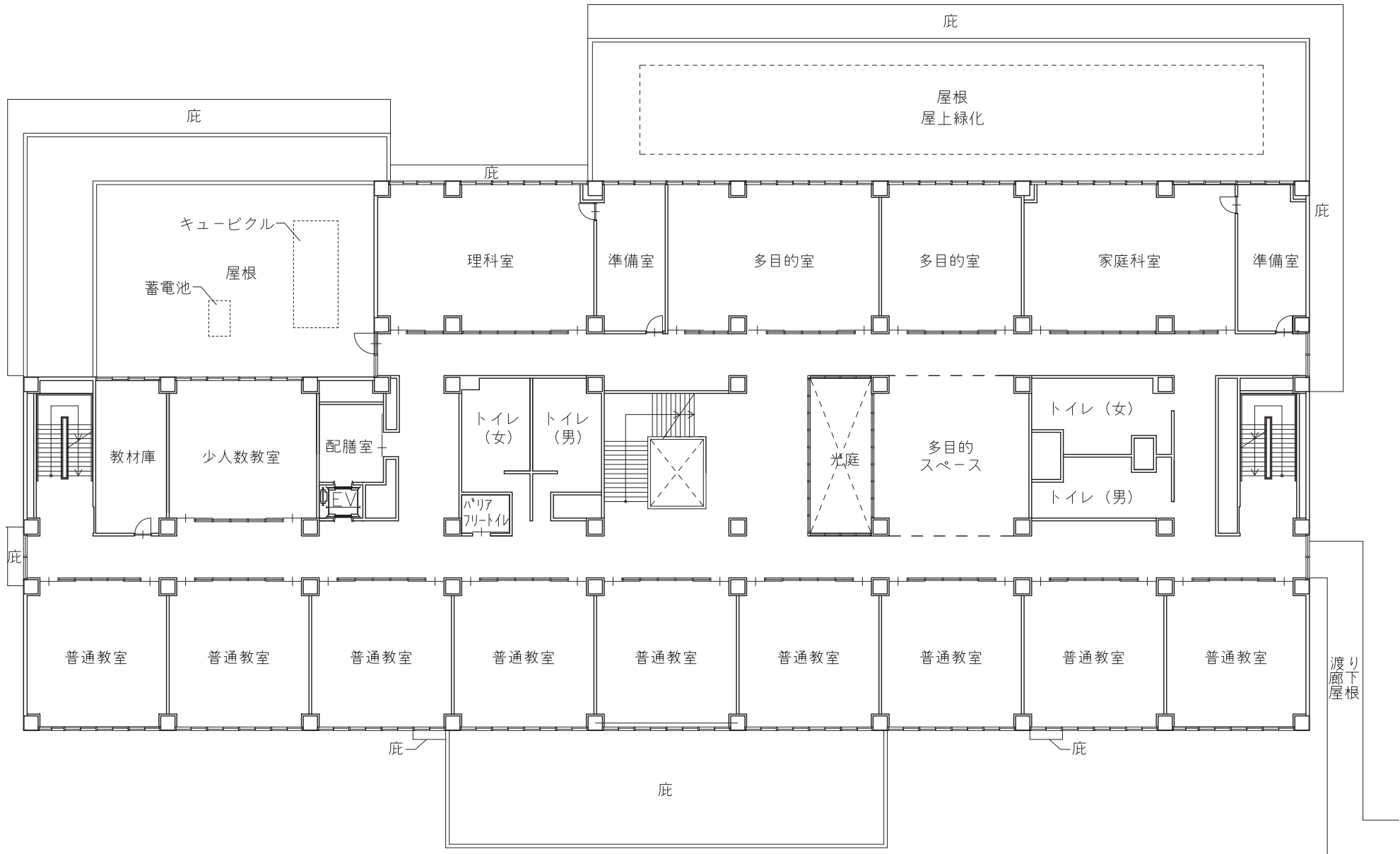
添付のとおり



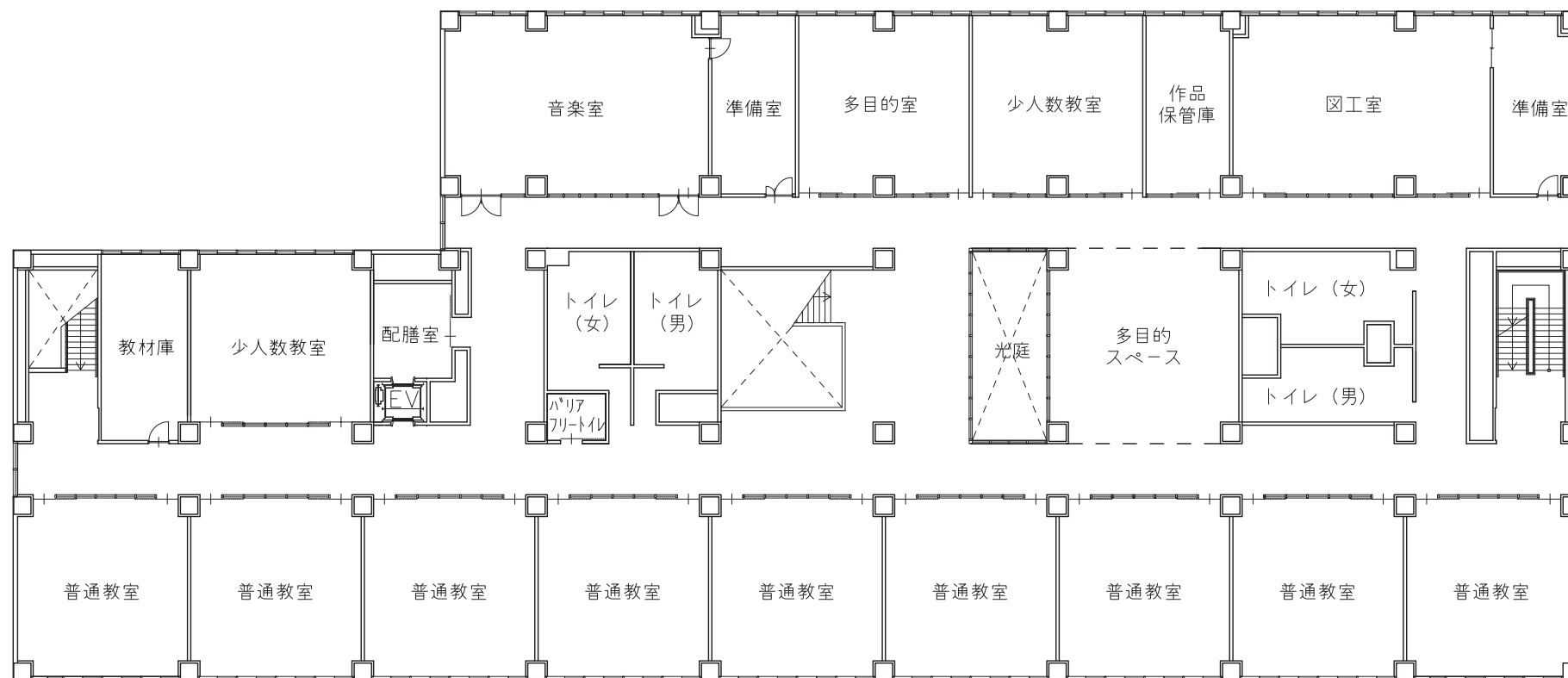
配置図



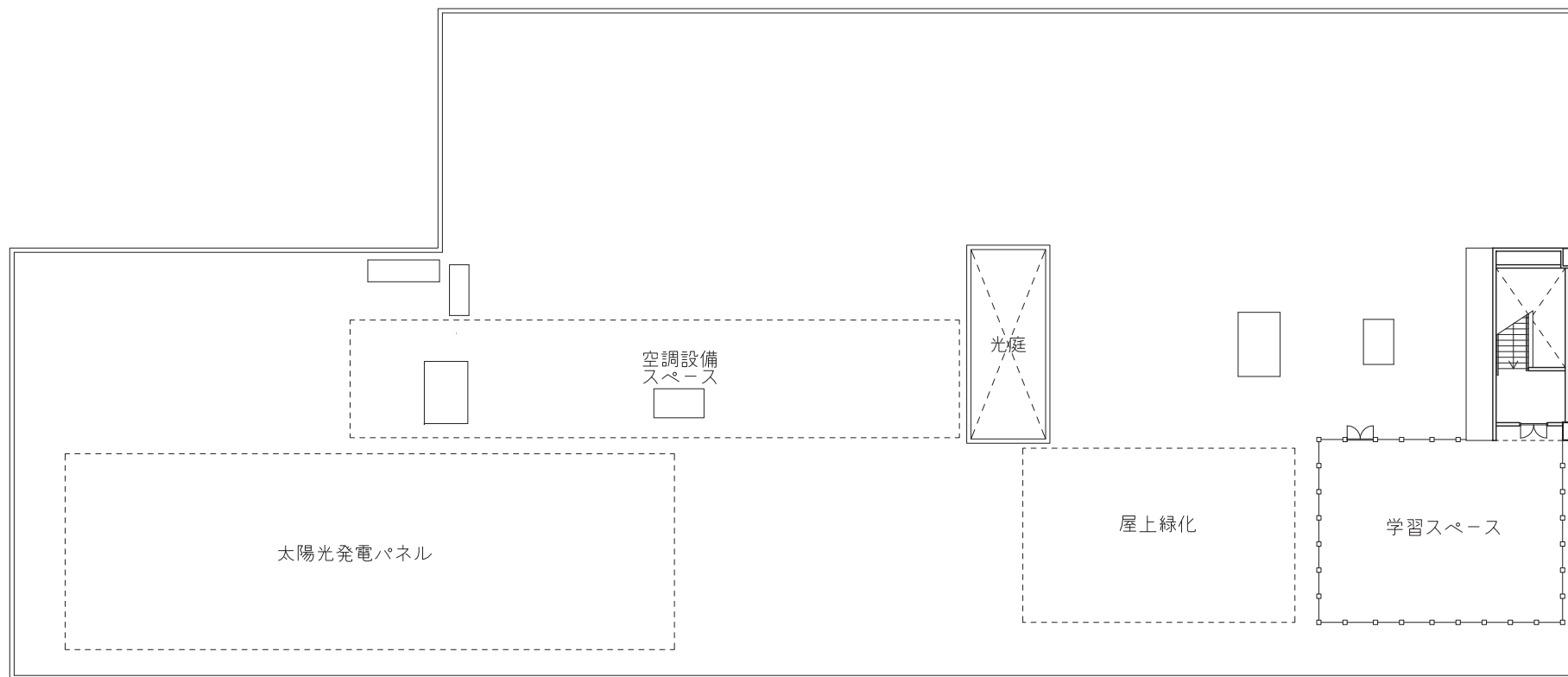
1階平面図



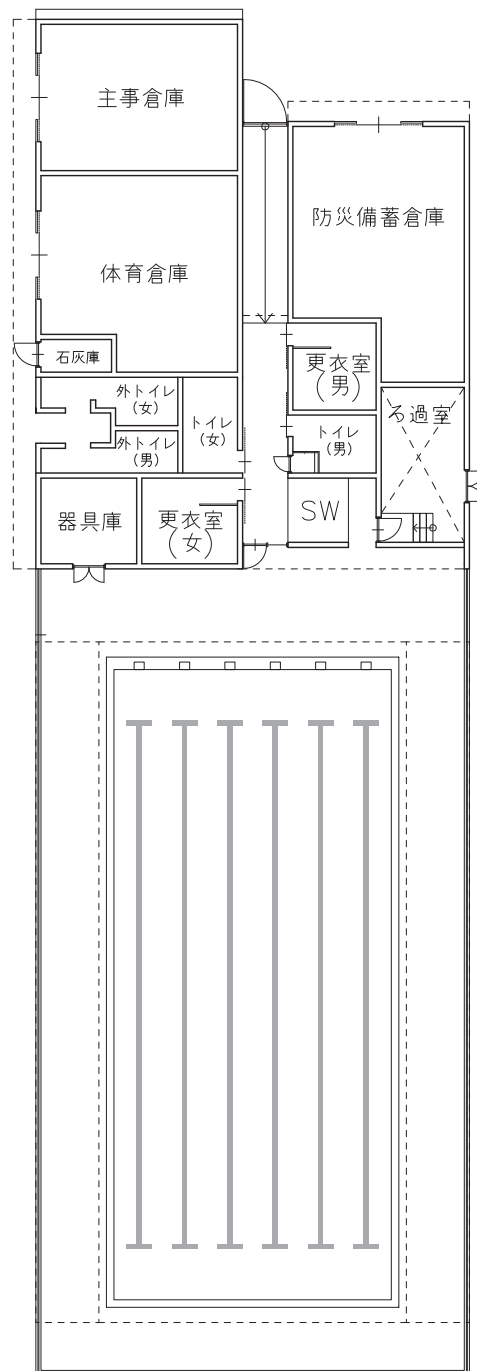
2階平面図



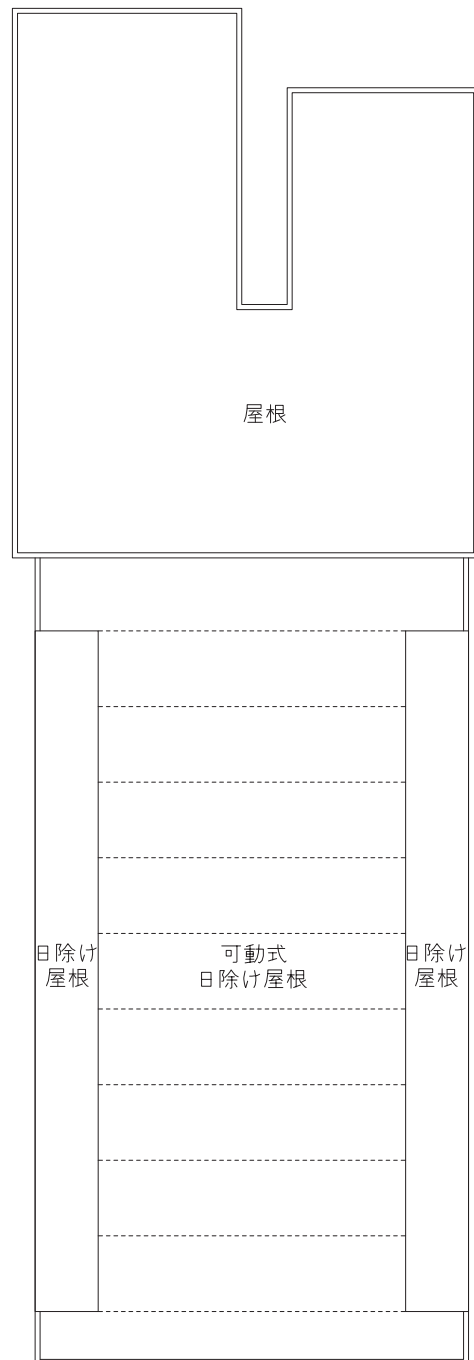
3階平面図



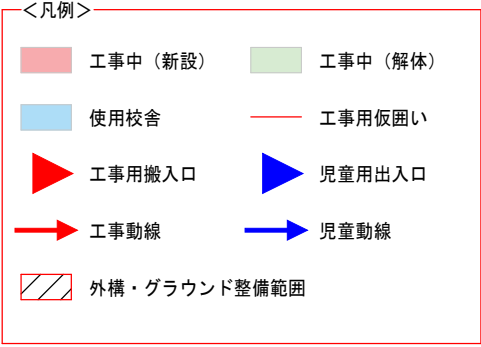
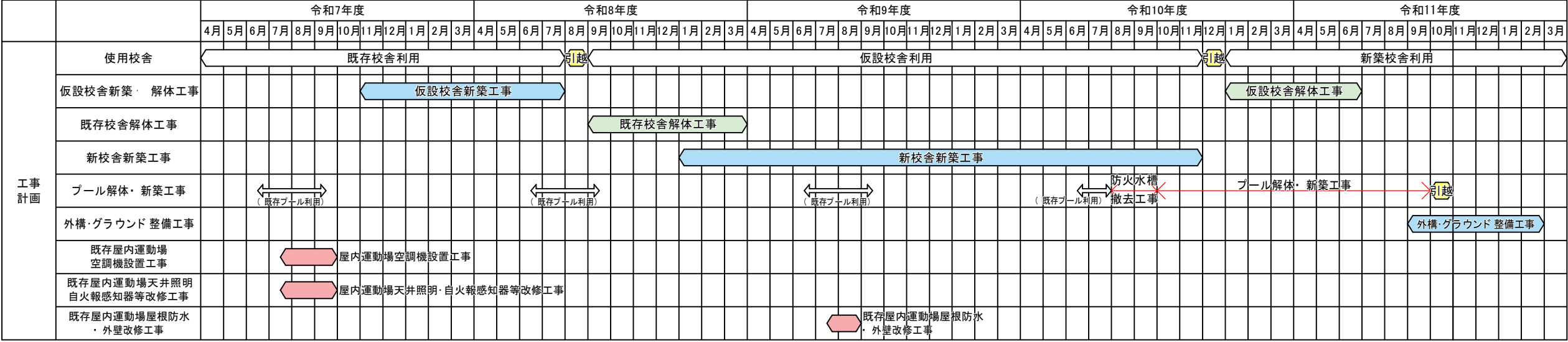
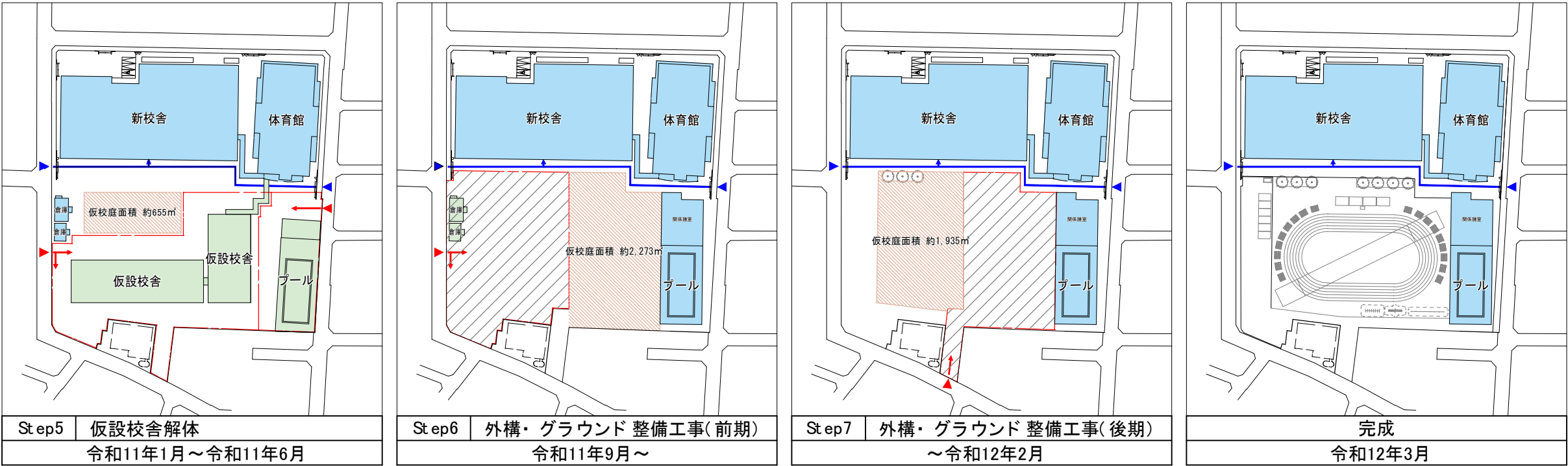
屋上階平面図



プール棟 平面図



プール棟 屋根伏図



令和 7 年 6 月 4 日
教育振興部学校施設課

練馬区立開進第一小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について

練馬区立開進第一小学校の校舎の長寿命化改修にあたり、このたび基本設計が完了したので、その概要について下記のとおり報告する。

記

1 設計方針

築 80 年まで使用するために必要な内外装の改修や設備の更新を行い、教育環境を改善し、地域の防災拠点としての機能を強化する。

2 改修範囲

(1) 建築工事

内装（床・壁・天井）、外部(外壁・屋上)、建具

(2) 機械工事

空調設備（換気）、衛生機器、給水設備、排水設備、ガス設備、
昇降機（小荷物昇降機・階段昇降機）

(3) 電気工事

幹線動力設備、電灯コンセント設備、弱電設備、自動火災報知設備

3 仮設校舎

構 造：軽量鉄骨造 2 階建

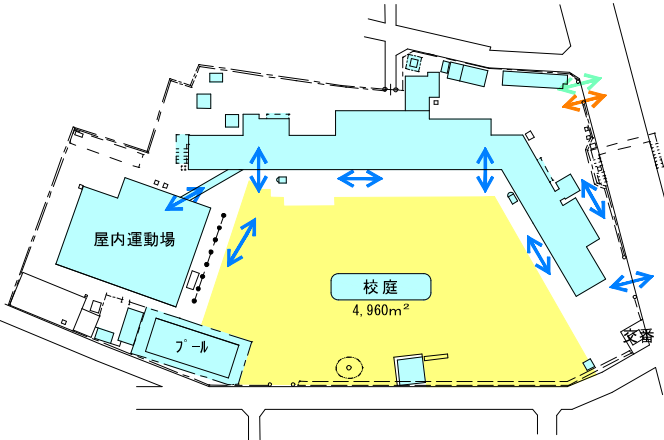
延床面積：約 2,716 m²

計画諸室：普通教室、特別教室、配膳室等

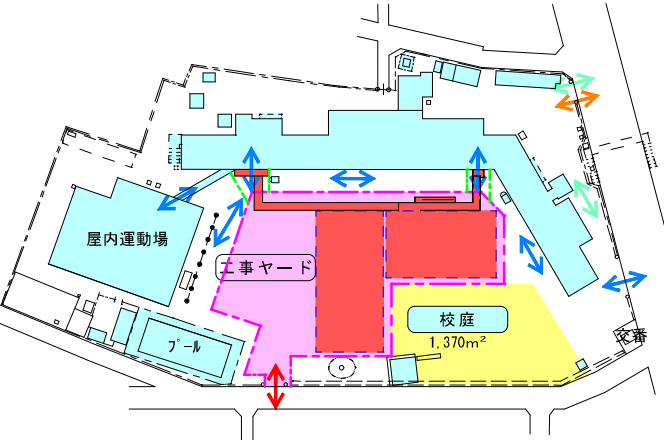
4 工事スケジュール

添付のとおり

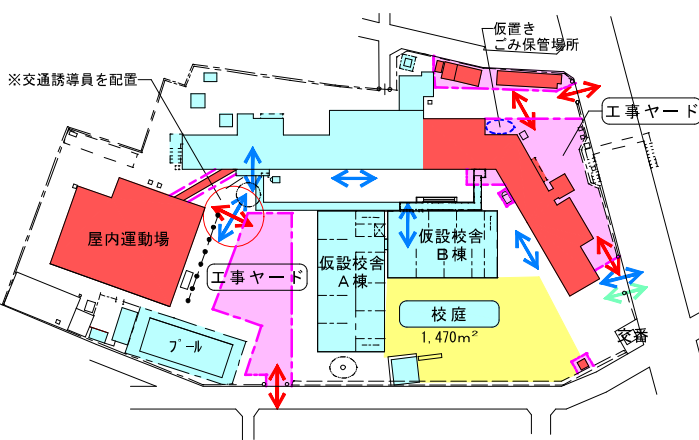
ステップ0（現況）



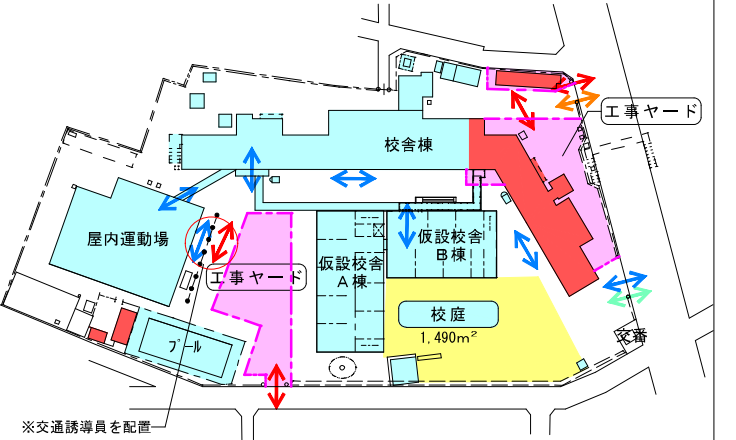
ステップ1（仮設校舎建設）令和7年12月中旬～令和8年6月末



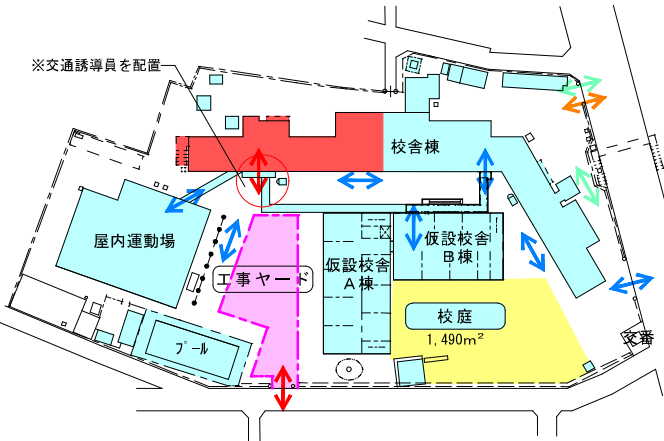
ステップ2（夏休み工事①）令和8年7月中旬～令和8年8月末
【但し、校庭は令和8年9月中旬まで】



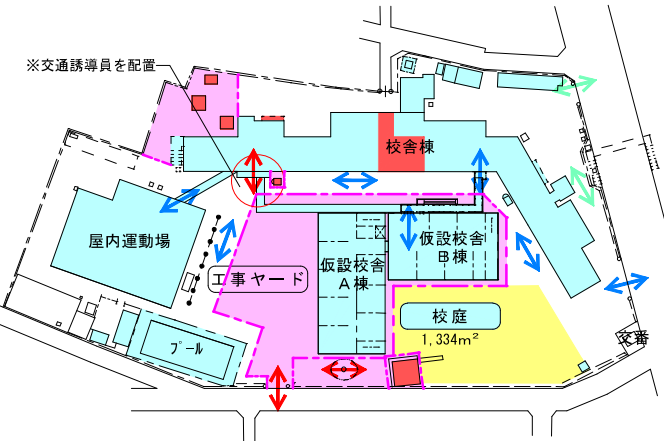
ステップ3（1工区）令和8年9月～令和8年12月末



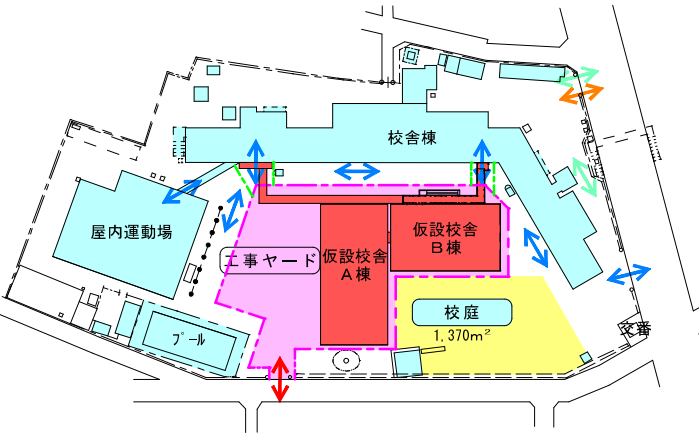
ステップ4（2工区）令和9年1月～令和9年7月中旬



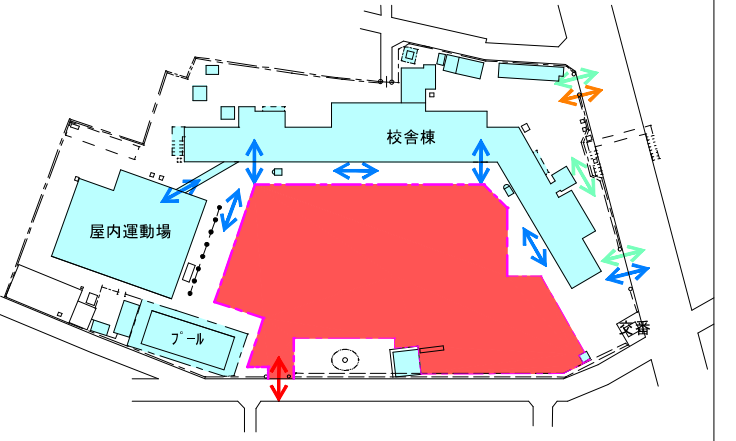
ステップ5（夏休み工事②）令和9年7月中旬～令和9年8月末



ステップ6（仮設校舎解体・粗整地）令和9年9月～令和9年12月上旬
【夏休み工事②と重複するため令和9年8月スタート】



ステップ7（外構改修及び校庭整備）令和9年11月～令和10年3月下旬



工事工程概要

年		R. 7	2026（令和8年）												2027（令和9年）												2028（令和10年）						
年度		令和7年度				令和8年度												令和9年度															
月		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
改修計画	2工区案	仮設校舎	建設・解体	仮設	仮設校舎建設：6.5か月																						解体：3.5か月						
			仮設利用														14か月																
			引越し																														
	改修工事	校舎棟	全体工程																														
			夏季休暇工期																														
		各工区工期																															
		屋内運動場内部																															
		外部改修工事 (外壁改修・外構等)																															
		設備工事																															
	検査																																

凡例

- 使用中の建物
- 工事中
- 校庭
- 工事ヤード
- 児童動線
- 工事動線
- 学童クラブ動線
- 給食車動線
- 仮囲い

令和 7 年 6 月 4 日
教育振興部学校施設課

練馬区立開進第二小学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について

練馬区立開進第二小学校の校舎の長寿命化改修にあたり、このたび基本設計が完了したので、その概要について下記のとおり報告する。

記

1 設計方針

築 80 年まで使用するために必要な内外装の改修や設備の更新を行い、教育環境を改善し、地域の防災拠点としての機能を強化する。

2 改修範囲

(1) 建築工事

内装（床・壁・天井）、外部(体育館外壁)、建具

(2) 機械工事

空調設備（換気）、衛生機器、給水設備、排水設備、ガス設備、
昇降機（小荷物昇降機・階段昇降機）

(3) 電気工事

幹線動力設備、電灯コンセント設備、弱電設備、自動火災報知設備

3 仮設校舎

構 造：軽量鉄骨造 2 階建

延床面積：約 2,438 m²

計画諸室：普通教室、特別教室、配膳室等

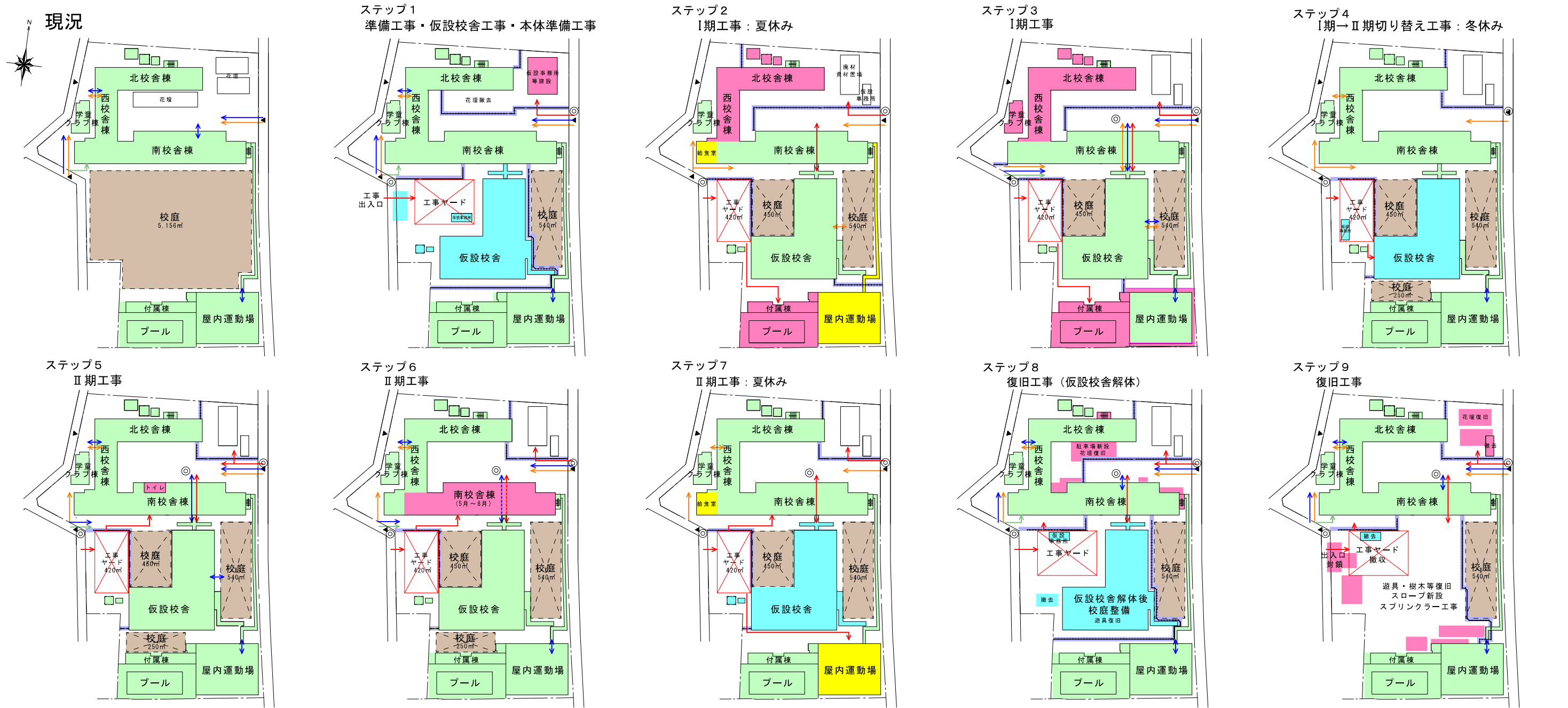
4 工事スケジュール

添付のとおり

■ 工事ステップ（案）

凡例

	・・・仮設校舎工事		・・・本体工事		・・・本体工事 夏休みのみ		・・・使用可能		・・・校庭範囲		・・・仮囲い		：児童動線		：給食車両動線
											・・・交通誘導員		：工事動線		：学童動線



■ 工事工程概要

年 年度	2026年（令和8年）												2027年（令和9年）												2028年（令和10年）			
月	令和7年度			令和8年度									令和9年度															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
工事期間	ステップ1							ステップ2	ステップ3				ステップ4	ステップ5			ステップ6			ステップ7	ステップ8				ステップ9			
引越し																												
仮設校舎	建設（遊具撤去・移設、工事出入口含む）							仮設校舎利用期間					改修	仮設校舎利用期間					解体（遊具復旧を含む）									
北校舎・西校舎								Ⅰ期																				
南校舎								給食室・理科室等					Ⅱ期 トイレ・2階			1階・3階			給食室等									
学童クラブ																												
屋内運動場								内部（床）		外壁、庇										内部（壁、棚等）								
プール（付属棟）								床、倉庫、更衣室、シャワー等																				
外構							既存花壇撤去、機械設備関係等														スロープ、駐車場				復旧工事			

※上記各計画の内容は想定であり、今後変更となる場合があります。

令和 7 年 6 月 4 日
 教育振興部学務課
 こども家庭部保育課
 こども家庭部在宅育児支援担当課

こども誰でも通園事業の試行実施について

国は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、月一定時間まで、就労要件を問わず保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度」を創設し、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく給付制度として本格実施することとした。

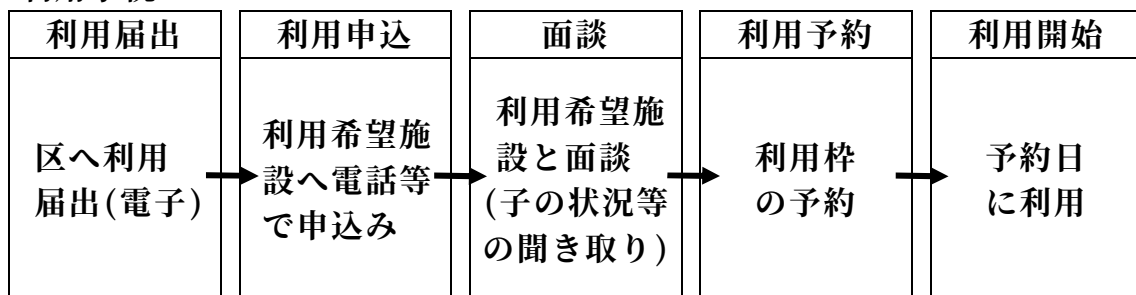
区では、独自に利用上限時間等を拡大し、下記のとおり本年 7 月 1 日から試行事業を開始する。

記

- 1 事業内容
別紙のとおり

- 2 実施施設
実施を希望する私立認可保育園、私立幼稚園、地域型保育事業所

- 3 利用手続



- 4 今後の予定

6 月 11 日	区民周知(区報、区ホームページ、SNS、ねりま子育て応援アプリ等) 区民の利用手続開始
7 月 1 日	利用開始 ※施設の空き状況や新たな実施施設は、ホームページ等で随時お知らせする。
令和 8 年度	本格実施

	区こども誰でも通園事業	国制度(参考)
対象者	0歳6か月～3歳になる <u>年度末</u> までの保育所等を利用していない子	0歳6か月～3歳になる前日までの保育所等を利用していない子
人員配置基準	国基準に準じる	0歳児 3:1、1・2歳児 6:1 ※一時預かり事業と同様の基準
実施方法	国基準に準じる。以下、例示。 ①保育園一時預かり事業の定員枠の一部を転換 ②私立幼稚園の未就園児保育の活用 ③施設の空き定員を活用	①専用スペースを活用し専用定員枠を設定 ②専用定員枠を設け、在園児と合同保育 ③空き定員枠を活用
利用時間	利用頻度： <u>週1回以上</u> 利用上限： <u>月48時間・日8時間</u>	利用上限：月10時間
利用料	<u>275円／時間</u>	300円／時間 程度
運営費補助	①利用枠（契約枠）に対する補助 <u>5,000円／1枠（月上限24万円）</u> ②利用時間に対する補助 0歳児：1,300円／時間 1歳児：1,100円／時間 2歳児： 900円／時間	利用時間に対する補助 0歳児：1,300円／時間 1歳児：1,100円／時間 2歳児： 900円／時間
要配慮児童への加算	国基準に準じる	医療的ケア児：2,400円／時間 障害児：400円／時間 要支援家庭の子：400円／時間